

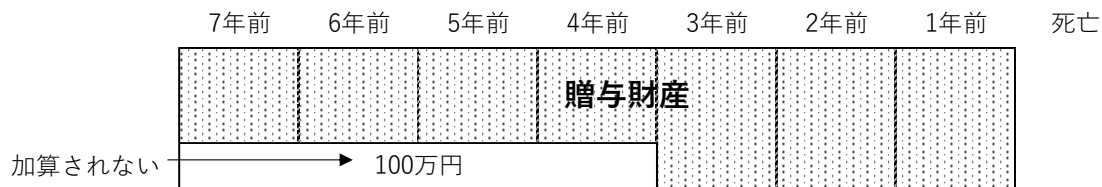
(この資料は全部お読みいただいて150秒です)

生前贈与について

2023年度の税制改正大綱が公表され、生前贈与に関する改正をお知らせいたします。

【暦年贈与】

- ・相続開始前3年間の贈与財産について相続財産に加算する措置が7年間に延長されます。
- ・延長した4年間（相続開始前3年超7年以内）に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産には加算されません。



- ・相続開始日が2027年（令和9年）1月以後、加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは2031年（令和13年）1月以後となります。2026年（令和8年）12月以前の相続開始の場合には加算期間は3年であり、本改正の影響を受けません。
 - ・改正時期は、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与に適用されます。
- ※相続人への贈与財産が加算対象であり、相続人でない孫や子の配偶者への贈与は対象とはなりません。

【相続時精算課税】

- ・相続時精算課税制度の届け出後、年間110万円の贈与は申告不要となります。
改正前： $(\text{贈与額} - \text{特別控除 } 2,500 \text{ 万円}) \times 20\%$
改正後： $\{(\text{贈与額} - \text{年間 } 110 \text{ 万円以内の贈与額}) - \text{特別控除 } 2,500 \text{ 万円}\} \times 20\%$
- ・改正時期は2024年（令和6年）1月1日以降の贈与に適用されます。

【教育資金の一括贈与】

- ・非課税措置（1,500万円）の適用期限を2026年（令和8年）3月末まで3年間延長。

【結婚・子育て資金の一括贈与】

- ・非課税措置（1,000万円）の適用期限を2025年（令和7年）3月末日まで2年間延長。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>